

座間市学校施設適正化方針検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 座間市立学校の適正規模及び適正配置について検討し、中長期的な学校施設の適正化に係る基本方針について協議するため、座間市学校施設適正化方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討協議し、その結果を報告するものとする。

- (1) 座間市学校施設適正化方針の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 学識経験者又は有識者
- (2) 市立小学校及び市立中学校の校長
- (3) 市立小・中学校の児童生徒の保護者の代表
- (4) 学校運営協議会委員
- (5) その他、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は選任の日から令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することが出来ない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議及び会議録は、原則として公開するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とし、その理由を明らかにしなければならない。
 - (1) 法令等の規定により公開しないとされている場合
 - (2) 会議の内容に非公開情報が含まれる場合
 - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くこと、若しくは関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部教育総務課学校施設係において処理する。

(実施細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日にその効力を失う。